

～ 自動車税を口座振替により納税されている方へ ～

## 有効期限を延長した納税証明書の送付終了について

北海道では、自動車税を口座振替により納税されている方のうち、車検有効期限が5月31日から6月30日までの間に到来する自動車を保有されている方を対象に、「納税確認通知書兼納税証明書」を送付するまでに一定期間を要するため、前年度までの納付実績に基づき『有効期限を延長した納税証明書』を5月に送付しているところです。

現在は、運輸支局において電子的に納税確認を行っていることにより、継続検査又は構造等変更検査時における納税証明書の提示を省略することができるため、『有効期限を延長した納税証明書』の送付については、平成30年度の送付をもちまして終了させていただくことになりました。

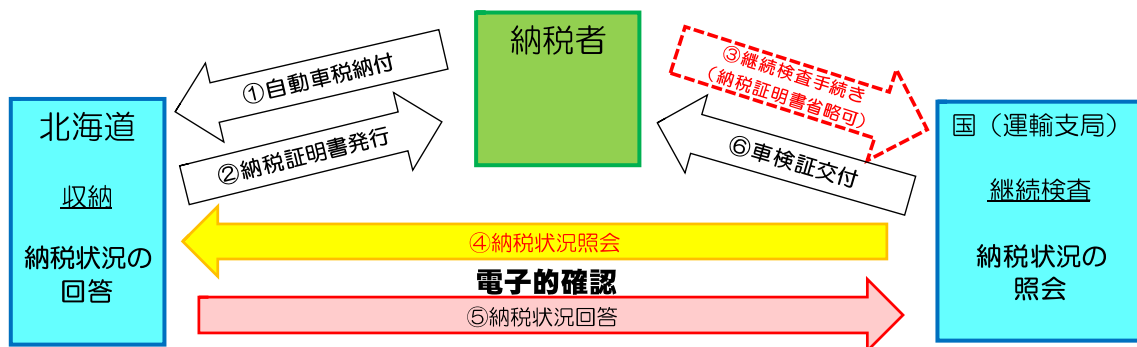
なお、終了後におきましても、「納税確認通知書兼納税証明書」がお手元に届くまでの間は、有効期限を延長した納税証明情報により、運輸支局において電子的に納税確認を行うことができますので、納税証明書の提示がなくても、従前どおり継続検査等の手続きができます。

今後におかれましても、自動車税の納税に便利な口座振替をご利用ください。

### 納税確認の電子化

運輸支局において、電子化された納税情報により納税確認を行うことにより、納税証明書の提示を省略することができます。

また、これまで納税証明書を紛失した場合に必要な納税証明書の再交付手続きも不要となります。



詳細につきましては、お近くの総合振興局、振興局または道税事務所までお問い合わせください。

(広報に関する問い合わせ先)

北海道総務部財政局税務課納税推進グループ TEL011-204-5061 (直通)